

令和2年(ネオ)第15号 上告提起事件

上告人 東京電力ホールディングス株式会社
被上告人 早川篤雄 外

上告理由書

令和2年7月27日

最高裁判所 御中

上告人(被控訴人兼控訴人〔一審被告〕)

訴訟代理人 弁護士 田 中 清

同 南 敏 文

同 森 倫 洋

(本件連絡担当:電話番号 03-6205-8444)

同 棚 村 友 博

同 田 中 秀 幸

同 小 谷 健 太 郎

同 鯉 潤 健

(本件連絡担当:電話番号 03-6205-8444)

同 青 木 翔 太 郎

同 川 見 唯 史

同 三 森 健 司

同 堀 口 拓 也

第1 はじめに：本件の概要及び上告理由の概要

1 本件の概要

本件は、平成23年3月11日に東北地方太平洋沖地震により発生した津波により、福島県双葉郡双葉町及び大熊町に上告人が設置し運営していた福島第一原子力発電所において生じた原子力事故（以下「**本件事故**」という。）について、本件事故の発生当時、南相馬市原町区、同小高区、双葉郡浪江町、同双葉町、同大熊町、同富岡町、同楢葉町、同広野町及び同川内村に居住していた被上告人らが、上告人に対し、民法709条及び原子力損害の賠償に関する法律（以下「**原賠法**」という。）3条1項本文に基づき損害賠償の請求をしている事案である。

上告人は、原賠法18条1項に基づき設置された原子力損害賠償紛争審査会が同条2項2号に基づき策定した「紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針」としての中間指針（平成23年8月5日に示された中間指針のほか、第一次追補から第四次追補までが策定されている。以下それらの追補を含めて「**中間指針等**」という。）を踏まえ、自主賠償基準を定めており、被上告人らを含めた被害者に対して、避難指示等の区域の区分に応じて、大要、（1）i 元の居住地における不動産及び家財（動産）の交換価値相当額の賠償、ii 就労不能に伴う損失の賠償、iii 避難及び一時立入・帰宅に係る費用の賠償を行うほか、（2）帰還又は移住時における住宅（土地及び建物）の取得費用及び避難先における家財の取得費用の賠償をし、これに加えて、（3）帰還困難区域（南相馬市、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、飯舘村、葛尾村の各一部）では1名当たり1450万円、旧居住制限区域・旧避難指示解除準備区域（南相馬市、浪江町、富岡町、楢葉町、川内村、田村市、葛尾村、飯舘村、川俣町、双葉町及び大熊町の各一部。これらの地域は早ければ平成26年4月1日、遅くとも平成29年4月1日までには避難指示が解除されて帰還が可能となっている。ただし、双葉町及び大熊町については、平成29年4月1日時

点でも避難指示は解除されておらず、そのため同地域の住民は帰還困難区域と同じ内容の賠償を受けている。）では1名当たり850万円、旧緊急時避難準備区域（南相馬市、田村市、楓葉町、川内村の各一部並びに広野町。平成23年9月末で指定は解除されている。なお、楓葉町の住民については旧避難指示解除準備区域の住民と同じ内容の賠償を受けている。）では1名当たり180万円の慰謝料を支払っている。そのため、上告人は、被上告人らに対しても、本件提訴以前に本件事故に関する賠償として、別紙1「賠償状況一覧」記載の支払を行っていた（同記載のとおり、帰還困難区域及び旧居住制限区域・旧避難指示解除準備区域の居住者であった被上告人らの世帯単位の賠償額は軒並み1億円を超え、約2億円から約3億円となっている世帯も珍しくないことがみてとれる。）。

被上告人らは、本件において、上記の損害賠償を超える損害として、①避難生活に伴う慰謝料、②ふるさと喪失慰謝料、③財物損害の賠償の請求をしたものである。原判決は、被上告人らの求める財物損害に係る請求（上記③）については、上告人が自主賠償を行うこととしている限度で損害が認められ、それを超える財物損害の発生を否定した。他方で、原判決は、慰謝料については、A）「避難を余儀なくされた慰謝料」、B）「避難生活の継続による慰謝料」、C）「故郷の喪失又は変容による慰謝料」と裁判所が自ら定めた3つの費目に分け、下表の慰謝料額をそれぞれ認定し、B）の「避難生活の継続による慰謝料」は上記賠償額の範囲内であるとしたものの、これにより「評価し尽くせない」損害として、A）「避難を余儀なくされた慰謝料」、C）「故郷の喪失又は変容による慰謝料」が未払いであるとして、結論として、個別事情を考慮することなく、被上告人らが居住していた区域に応じて「一律に」下表の下線部の部分に相当する金額の合計を未払いの損害と認め、請求を認容した。

慰謝料	帰還困難区域	旧居住制限区域／ 旧避難指示解除準備 区域	旧緊急時避難準備 区域
A)避難を余儀な くされた慰謝料	<u>150万円</u>	<u>150万円</u>	<u>70万円</u>
B)避難生活の継 続による慰謝料	850万円	850万円	180万円
C)故郷の喪失・ 変容による慰謝料	600万円	<u>100万円</u>	<u>50万円</u>
合計	1600万円	1100万円	300万円

2 上告理由及び原判決が破棄されるべき理由の概要

中間指針等は、「自主的な解決」を促進し、訴訟の多発を防止するためのものであって、自主賠償の対象者である約166万人のうち99%以上に当たる約165万人は訴訟提起による追加請求を行っていない。本件の被上告人らの居住していた帰還困難区域、旧居住制限区域・旧避難指示解除準備区域及び旧緊急時避難準備区域に限っても、対象者約14万9000人のうち約14万4000人余り（約97%）は訴えを提起していないのである。それは、中間指針等が定める基準による慰謝料額について、大多数の者が上記A) 及びC) の要素が勘案されておらず過小であるとはみていないことの証左であり、（仮に慰謝料額のみに着目したとしても）支払済みの慰謝料が大多数の者にとって上記A) からC) の全ての諸要素を考慮しても決して足りないものではないことを意味する。

しかるに、原判決は、中間指針等の意義の解釈を誤り、同基準に基づき支払済みの慰謝料がB) 「避難生活の継続による慰謝料」のみを対象として定められたもので、A) 「避難を余儀なくされた慰謝料」及びC) 「故郷の喪失又は変容による慰謝料」は含まれないと何らの根拠も示さずに一方的に断じ、損害全体に対する弁済総額が足りているかどうかの考察を全く欠いたまま、恣

意的に切り出したA) 「避難を余儀なくされた慰謝料」及びC) 「故郷の喪失又は変容による慰謝料」を未払いとして扱ったものである。かかる原判決の上記認定は、明らかに違法であり、以下の点で理由齟齬・理由不備がある。

すなわち、まず、①原判決は、i) 「包括的平穏生活権」という1つの法益の侵害に係る慰謝料であることを前提としながら、これを殊更に3つに分け、上記のとおり中間指針等を踏まえた自主賠償基準で評価できる損害と評価し尽くせない損害とに殊更区分し（原判決39頁以下）、ii) 「故郷」という、個人の法益とは解し難い外部的環境条件の「喪失」又は「変容」による慰謝料を独立に評価し（原判決47頁以下）、また、「避難生活」の当然の前提である「避難を余儀なくされた」ことについても、「避難生活」とは独立した損害であるかのように評価して、恰も3つの独立した慰謝料請求権があるかのように慰謝料額を算定している点（原判決42頁以下）や、iii) 「避難」や「故郷」に関して個別の被上告人らの状況を全く検討せず、「類型的」な損害の基礎事情を（そのような事情のない者に対しても）一律に認めている点（原判決42頁以下及び47頁以下）で、理由齟齬・理由不備があるといえ（後記上告理由第1点），かかる理由齟齬・理由不備のある判断の結果として、平穏生活利益の侵害に対する精神的苦痛の慰謝料としては明らかに常軌を逸する金額の慰謝料を認め（原判決52頁参照），慰謝料額の認定に関する裁量権の行使の範囲を明らかに逸脱する判断をしている（上告受理申立理由第1点参照）。

次に、②原判決は、被上告人らへの慰謝料を算定するに当たり、各被上告人に対する財産的損害その他本件において請求の対象となっていない損害の賠償状況を考慮していないところ、慰謝料の補完的機能・調整的機能からすれば、財産的損害等も含めた全損害とそれに対する賠償の状況を勘案しなければ慰謝料を適切に認定することはできず、これは慰謝料の認定に本来不可欠な事項であるから、これを考慮せずにされた慰謝料額の認定は理由不備であり（後記上告理由第2点），慰謝料額の認定として裁量を逸脱する上、法令の解釈を誤

り、最高裁判所の判例（最高裁判所平成6年2月22日第三小法廷判決民集48巻2号441頁）にも反する（上告受理申立理由第1点参照）。

さらに、③訴訟物という観点からも、本件では本件事故による損害賠償請求権の一部請求であるため、請求されていない部分の損害及びそれに対する弁済を含めて、残部の有無を確定しなければならないが、原判決ではこの点について何らの認定もしておらず、この点でも理由不備がある（後記上告理由第2点）。財産的損害とその賠償を検討せずに損害認定をしているのは、訴訟物の観点からも明らかな法令解釈の誤りであり、最高裁判所の判例にも反する（最高裁判所平成6年11月22日第三小法廷判決民集48巻7号1355頁。上告受理申立理由第2点参照）。

加えて、④原判決では、「故郷の喪失又は変容による慰謝料」を認めているが、「故郷」はその概念自体が極めて不明確で、それによる利益の享受の状況も個々人の生活歴や価値観等で異なり、個人の法律上保護される利益（法益）とみること自体が疑問である。いわゆる国立景観訴訟に係る最高裁判所平成18年3月30日第一小法廷判決民集60巻3号948頁に照らしても、「故郷」が個人の「権利」でないことは明らかであり、また、その利益保護を図る行政法規や刑罰法規もなければ「公序」による統制になじむものでもないことから、「法律上保護される利益」に該当しないと考えられる。加えて、個人の「権利」でない利益は（そのような利益があるとみた場合も）せいぜい加害行為自体が故意に基づくような悪質な場合に違法な「侵害」とされる場合もあり得るというにすぎないが、少なくとも本件でそのような悪質性を認めるべき事情はない。しかるに、これらの点について検討のないまま法益侵害を認め、独立の慰謝料を認めているのは、理由不備であり（後記上告理由第4点），法令解釈の誤りである（上告受理申立理由第3点参照）。

3 他件の状況と判断の統一の必要性

別紙2「訴訟係属状況一覧」に記載のとおり、本件事故を巡っては、各原告に「共通」の損害が争点となる類型のもののみで35件（併合事件を含むと91件）の訴えが提起されており、このほかに個別の訴訟が131件提起されている。

その中で、控訴審判決が既に出ているのは、本件のほかに、旧居住制限区域・旧避難指示解除準備区域に居住していた住民らの訴えに係る東京高等裁判所の事件（上告手続中。事件番号令和2年（ネオ）第194号上告提起事件、令和2年（ネ受）第214号事件（原審：平成30年（ネ）第2335号損害賠償請求控訴事件））があり、控訴審で係属中のものだけでも14件（東京高等裁判所6件、大阪高等裁判所1件、仙台高等裁判所3件、名古屋高等裁判所1件、高松高等裁判所1件、札幌高等裁判所1件、福岡高等裁判所1件）の事件があり、判決の判断内容も区々である。

自主賠償基準に基づく賠償は、その対象者が約166万人、賠償総額は約9兆5358億円（令和2年7月3日現在）にも上るものであり、本件の被上告人らの居住していた帰還困難区域、旧居住制限区域・旧避難指示解除準備区域及び旧緊急時避難準備区域に限っても、自主賠償基準に基づく賠償の対象者は約14万9000人にも及んでいるから、原判決のような判断が認められれば、膨大な数の訴訟が提起されることは必定となる¹。そうなれば、中間指針等及びこれを踏まえた自主賠償基準に基づく賠償の仕組みそのものが破綻し、多数の訴訟提起による司法の停滞を招きかねず、その影響は計り知れないのであって、最高裁判所による判断の統一が強く望まれる状況にある。

¹ 東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律（平成二十五年法律第九十七号）3条による民法724条の読み替えにより、消滅時効は「損害および加害者を知った時から10年」、除斥期間は「損害が生じた時から20年」とされている。

第2 上告理由第1点：1つの法益侵害に対して、一体として「損害」額（慰謝料額）を認定するのではなく、「賠償」の事実で評価できる損害と評価し尽くせない損害とに分け、後者につき別途の慰謝料を認定して合算している理由齟齬・理由不備

1 原判決の認定

原判決は、慰謝料算定の検討の視点として、「本件における慰謝料の算定にあたっては、原告らが主張する包括的平穏生活権の侵害、とりわけ地域生活利益の侵害に関し、証拠により認められる原告らの精神的苦痛及び有形、無形の損害…を評価するにあたり、被告が…原賠審の中間指針に従った賠償義務を認めていることを踏まえ、被告の賠償基準により評価できる損害と評価し尽くせない損害とを区分して検討するのが合理的であると考える。」とした上で、「この点、被告は、避難指示の程度に応じて相当の避難期間を定め（帰還困難区域75か月、居住制限区域及び避難指示解除準備区域85か月、緊急時避難準備区域18か月），その期間について一人月額10万円の割合による避難生活に伴う慰謝料（帰還困難区域については更にこれとは別に避難長期化慰謝料700万円）を支払っている。したがって、当裁判所においても、相当の避難期間に応じた慰謝料（避難生活の継続による慰謝料）を算定するとともに、それでは評価し尽くせない損害についての慰謝料として、原告らの主張や被害の実情を勘案し、避難を余儀なくされた慰謝料、故郷の喪失又は変容による慰謝料について検討するのが、損害の合理的な評価方法と考える。」と説示して（原判決39頁、下線はいずれも上告人訴訟代理人弁護士らによる。），本件事故に起因する慰謝料に関して、これら3つの費目に分けて算定し、その結果、前記第1の1記載のとおりの慰謝料を認容したものである。

2 1つの法益侵害に基づく損害としつつ、「賠償」により評価できる損害と

「評価し尽くせない」損害とに分けている点について理由齟齬・理由不備があること

原判決は、「避難生活の継続による慰謝料」、「避難を余儀なくされた慰謝料」、及び「故郷の喪失又は変容による慰謝料」の3つの費目に分けて、それぞれ慰謝料額を算定するが、原判決が「包括的平穏生活権の侵害…を評価するにあたり」と述べるように、原判決が述べる慰謝料はいずれも「包括的平穏生活権」という1つの法益の侵害によって生じる精神的苦痛に対する1つの損害であるはずである。そうすると、そのような1つの損害について3つの費目に分けて算定する理由は、本来はないはずである。

しかるところ、そのような1つの損害に対する賠償があった場合、その額が十分かどうかで未払い部分があるかどうかの問題は生じるとしても、「賠償」自体により請求権や損害が分断されるものでないことは言うまでもない。そのため、原判決のように、上記3つの費目のいずれもが1つの法益侵害に対する慰謝料であることを認めつつ、「賠償」の事実をもって、損害を（金額的にではなく）性質的に評価されるものと「評価し尽くせない」ものとに分けるという枠組みをとっていること自体が論理的に成り立っておらず、理由齟齬がある。

また、原判決は、「賠償基準により評価できる損害と評価し尽くせない損害とを区分して検討するのが合理的である」とした上で、「相当の避難期間に応じた慰謝料（避難生活の継続による慰謝料）」とそれでは評価し尽くせない損害についての慰謝料としての「避難を余儀なくされた慰謝料」「故郷の喪失又は変容による慰謝料」とに分けて検討するとしており、賠償基準が対象としているのは「相当の避難期間に応じた慰謝料（避難生活の継続による慰謝料）」のみであることを当然の前提としている。しかしながら、原判決は、中間指針等やそれを踏まえた自主賠償基準による慰謝料支払の内容とその法的意義について何らの検討もしておらず、何故にその支払対象が「相当の避難期間に応じ

た慰謝料（避難生活の継続による慰謝料）」のみに限られるのかの理由について何ら示しておらず、この点で、判決主文を導く上で必要な理由の認定を欠き、理由不備がある。

この点、原判決は、中間指針等及びこれを踏まえた自主賠償基準に定める慰謝料が「避難生活の継続による慰謝料」のみに対応すると一方的に断じた上で、それで「評価し尽くせない」慰謝料の認定をしているものであるが、上告受理申立理由書第2の2（25頁以下）で詳述しているとおり、中間指針等及びそれを踏まえた自主賠償基準に定める慰謝料は、「当事者による自主的な解決に資する一般的な指針」（原賠法18条2項2号）として機能するために、避難をせざるを得ない状況になったことや、長期にわたり帰還の見込みの立たないこと（帰還困難区域について）又は相当期間にわたる避難により元の居住場所の周辺環境が一定程度変わること（旧居住制限区域・旧避難指示解除準備区域等について）も含め、類型的に想定される本件事故前後の生活状況・生活環境の変化による不便やストレスなど一切の精神的苦痛を織り込んだものであって、原判決が述べるように「避難を余儀なくされた慰謝料」や「故郷の喪失又は変容による慰謝料」を基礎付ける事実を「評価し尽くせない」ものとして除外し、慰謝料算定の基礎事情から殊更に排除することはない。そのため、原判決が、中間指針等及びそれを踏まえた自主賠償基準に定める慰謝料が「相当の避難期間に応じた慰謝料（避難生活の継続による慰謝料）」のみであることを所与の前提として、それで「評価し尽くせない」ものを見出そうとしている判断枠組み自体に根本的な誤りがあり、このことが、上記のような判断理由の理由齟齬・理由不備を来しているのである。

3 避難生活の継続による慰謝料では「評価し尽くせない損害」に対する慰謝料を認定するとしながら、慰謝料を評価する要素が重複している点で理由

が齟齬していること

また、原判決は、前記1のとおり、「避難生活の継続による慰謝料」では「評価し尽くせない損害」についての慰謝料として、「避難を余儀なくされた慰謝料」や「故郷の喪失又は変容による慰謝料」を認めるが、以下のとおり、それら3つの費目の評価は重複している。

すなわち、まず、避難を余儀なくされた慰謝料についてみれば、「避難」の実施は「避難（生活の）継続」の当然の前提であって、「避難を余儀なくされたこと」が「避難生活の継続」で「評価し尽くせない」とことは論理的にあり得ず、むしろ「避難を余儀なくされたこと」は「避難生活の継続」の状態におかれたことに必然的に「内包」されるはずである。実際、原判決でも「避難生活を余儀なくされた慰謝料」の認定において「将来の避難生活に対する不安も著しいものであった」ことを考慮していること（原判決44頁）からも、両者が不可分で截然と分けられるものでないことが露呈されている。

また、「故郷の喪失又は変容による慰謝料」についてみれば、「地域社会全体が突然避難を余儀なくされて容易に帰還でき」ないことは、避難の事実そのものをいうにほかならず、それが地域社会全体で集団的に行われるのは、（それが直ちに個人の「損害」に反映されるかは措いても）原発事故という事柄の性質によるもので「原子力損害」としての避難に伴う慰謝料の算定において当然に考慮され内包されている。また、それによる地域社会の変容も、（そのような地域全体の）避難に伴う結果であり、避難と切り離せるものではない。

このように、原判決は、「避難を余儀なくされた慰謝料」及び「故郷の喪失又は変容による慰謝料」を、「避難生活の継続による慰謝料」では「評価し尽くせない損害」に対する慰謝料としながら、他方では、評価要素を重複させており、明らかに理由が齟齬している。

このことも、中間指針等及びそれを踏まえた自主賠償基準に定める慰謝料が前記1記載のとおり、被害者に類型的に想定される本件事故前後の生活状況・

生活環境の変化による不便やストレスなど一切の精神的苦痛を織り込んだものであること（上告受理申立理由書別添資料1：千葉勝美元最高裁判所判事意見書（13頁）によれば「相当因果関係の範囲以上のもの、場合によっては、それを大きく超えて高額なものを示している」こと、「法的な賠償義務が認められる額と同等あるいはそれを上回ったものを示している」こと）を裏付けるもので、それにもかかわらず、無理に同基準で「評価し尽くせない」ものを切り出そうとしたため、結果的に同基準で支払済みの慰謝料で既に評価されている要素を、判決で新たに認容した慰謝料の算定基礎にしてしまっているのである。

4 被上告人ら全員に生じているものではない「被害」を基準に一律にかかる「被害」を基にした慰謝料の認定を行っている点で、理由不備があること

原判決は、3つに分けた各慰謝料の費目について、以下のとおり、それぞれ被上告人各人の個別の事情を認定することなく、被上告人ら全員に生じているものではない「被害」を基準に一律にかかる「被害」を基にした慰謝料の認定を行っている。

すなわち、まず、「避難を余儀なくされた慰謝料」の認定に当たり、居住していた区域自体が被上告人らの中で区々であり、避難の契機・経緯や避難時の状況、避難の必要性に対する主観的な認識、避難の際の心情など、個々の状況・心情は様々であるのに、そのような被上告人らの個別の事情にかかわらず、「深刻な放射線被害の具体的な危険に直面」した結果、「放射線による生命・身体への被害の危険から」避難指示等を受けて、「とるものもとりあえずあわただしく避難し」、「地域の人間関係を断たれ」、「職業生活を失い、学業の継続性や家族の一体性すらも阻害された」といった被害が被上告人ら全員に一律に生じたことを前提としている（原判決43頁）。

また、「避難生活の継続による慰謝料」の認定に当たっても、避難後の避難

生活の状況は様々であり、被上告人の中には、避難期間の途中で死亡し又は元の住居とは別の場所に新しい住居を構えて定住し、あるいは避難指示解除後早期に帰還した者もいるのに、そのような個別の被上告人の状況を検討せずに、被上告人ら全員に一律に、原判決が「相当の避難期間」と認めた全期間にわたって、「避難生活」による「ストレスないし精神的苦痛」が生じたことを前提とした慰謝料の認定をしている（原判決44～45頁）。

さらに、「故郷の喪失又は変容による慰謝料」の認定に当たっても、「当該地域の住民が、山林で自生するきのこ、たけのこ、山菜などを採取し、川や海で魚を獲り、田畠や家庭菜園で米や野菜などを収穫して消費していたことや、住民相互間でこれらの収穫物を『お裾分け』し合ったり、農作業、冠婚葬祭、子育て、介護などについて自発的に協力し合ったりするという協働又は共助の関係が根付いていたことなど…の自然環境的条件と社会環境的条件」の総体としての「故郷」が侵害されたとして、被上告人らの個別の居住場所、生活状況や生活履歴、各人の居住地域の具体的な周辺環境等を認定することもなく、恰も被上告人ら全員が従前そのような自然環境的条件と社会環境的条件による利益を享受して生活していてそれが侵害されたことを前提とした慰謝料認定をしているのである（原判決47～48頁）。

このように原判決は、被上告人らの一部に認められる事情をつまみ食い的に認定し、あるいは、被上告人らの個々人の居住場所自体と離れた「地域」全体の事情を抽象的に認定した上で、各被上告人の個別の事情を認定することなく、全ての被上告人について一律に被害が生じていることを基礎とした損害認定をしているもので、被上告人ら各自の損害認定の基礎となる事実の認定がされていない点で理由不備がある。

5 小 括

以上のとおり、原判決は、①いずれの慰謝料も「包括的平穀生活権」という

1つの法益に対する侵害により生じた慰謝料であることを認定しつつ、中間指針等及びこれを踏まえた自主賠償基準に定める慰謝料が「避難生活の継続による慰謝料」のみに対応することを何らの証拠もなく所与の前提とした上で、かかる慰謝料の「賠償」の事実をもって、損害を（金額的にではなく）性質的に評価されるものと「評価し尽くせない」ものとに分断している点で理由齟齬・理由不備があり、また、②「避難生活の継続による慰謝料」では「評価し尽くせない」損害についての慰謝料として「避難を余儀なくされた慰謝料」と「故郷の喪失又は変容による慰謝料」を認定しながら、その認定の基礎となる要素が既に「賠償」されている「避難生活の継続による慰謝料」の要素と重複している点で理由齟齬がある。さらに、原判決は、③各費目につき、被上告人ら各自の個別の事情の認定もないまま一律に被害が生じていることを基にして慰謝料を認定している点についても理由不備があるもので、これらのいずれも原判決の結論に影響することは明らかである。

第3 上告理由第2点：原判決は、財産賠償の状況に関する認定を欠いている理由不備

1 原判決の認定

原判決は、上告人が、被上告人らに対し、その財産的損害について、原判決別紙4「原告基本情報等」「第2表」及び「第3表」の「既払金」及び「被告主張額」欄記載のとおり、多額の支払を実施してきたことを認定しつつ、慰謝料の算定に当たってかかる財産的損害の賠償の状況については特段勘案しておらず、何らその点の認定をしていない。

2 慰謝料額の算定に当たっては財産的損害の賠償の状況を勘案する必要があり、原判決はその認定を欠いている点で理由不備であること

しかしながら、慰謝料は、「財産的損害の賠償が不十分であると考えられる

場面において、慰謝料を認める、あるいは、それを増額することで、十分な賠償を実現する」補完的機能・調整的機能をもつものである²。

判例上も、最高裁判所平成6年2月22日第三小法廷判決民集48巻2号441頁では、「ここで留意を要するのは、上告人らによる本訴請求は慰謝料を対象とするものであるが、物質的損害の賠償は別途請求するというのではなく、かえって他に財産上の請求をしない旨を上告人らにおいて訴訟上明確に宣言し、上告人ら自身これに拘束されているのが本件であることである。」とした上で、「本訴請求の対象が慰謝料であるとはいえ、他に財産上の請求権の留保のないものとして、原審が慰謝料額を認定するに当たっても、その裁量にはおのずから限界があり、その裁量権の行使は社会通念により相当として容認され得る範囲にとどまることを要するのは当然である。」と判示し、「他に財産上の請求」があるかないかが慰謝料額の認定に当たって考慮されるべき重要な考慮要素とされている。

この点、（包括的）平穏生活権については、従来の判例の趣旨に照らせば、法律上保護される利益になるかどうかも加害行為の態様との相関関係により決せられるもので³、その侵害により慰謝料が認められる場合でもせいぜい月額数千円からどれほど多くとも月額1～2万円程度の限度で認容されるにとどまり、平穏生活権の侵害を理由に数百万円単位の慰謝料が認められるというようなことはなかった（空港・基地の騒音による被害が問題とされた最高裁判所昭和56年12月16日大法廷判決民集35巻10号1369頁（大阪国際空港事件上告審判決）や最高裁判所平成19年5月29日第三小法廷判決民224号391頁（横田基地事件上告審判決），道路の騒音、振動、排ガスによる

² 窪田充見編『新注釈民法（15） 債権（8）』（有斐閣、2017年）880頁〔窪田充見〕。

³ 国立景観訴訟に係る前掲・最高裁判所平成18年3月30日第一小法廷判決、大塚直「日本私法学会シンポジウム資料 新しい法益と不法行為法の課題 報告IV 公害・環境、医療分野における権利利益侵害要件」NBL936号（2010年）40頁。

被害が問題とされた最高裁判所平成7年7月7日第二小法廷判決民集49巻7号1870頁（国道43号線事件上告審判決）等。これらにおいて最高裁判所が認めていた慰謝料は、月額数千円から1万円程度にすぎず、下級審でも同程度である⁴。）。こうした生活妨害による人格的利益の侵害事案における精神的損害に対する慰謝料が比較的低廉な金額となっているのは、不法行為法における損害の公平な分担（最高裁判所昭和51年7月8日第一小法廷判決民集30巻7号689頁参照）という理念の中で、住居・家財などの財産権に対する侵害に対しては、その客観的な価値毀損（交換価値の下落・喪失部分）への填補がなされれば、愛好利益を別途に賠償対象とはせず、また、精神的損害については、身体傷害を伴う場合には交通事故や労災事案の処理の中で形成された慰謝料額を基準にして処理するとしつつも、そのような身体傷害を伴わない精神的苦痛に対しては、財産的損害が別途に填補されている限りにおいては、必ずしも独自に多額の賠償対象となるものとはみておらず、外延の不明確な人格的利益については、他の人権との抵触が問題になるために、侵害行為の態様との相関関係を踏まえて、比較的保守的な損害認定を行ってきたからにほかならない。

⁴ 山口地方裁判所岩国支部平成27年10月15日判決LLI/D B判例番号L07050559（月額4000円）、那覇地方裁判所沖縄支部平成28年11月17日判決判時2341号3頁（月額7000円）、福岡高等裁判所那覇支部平成28年12月1日判決WestlawJapan文献番号2016WLJPCA12016001（日額150円）、那覇地方裁判所沖縄支部平成29年2月23日判決判時2340号3頁（月額7000円）、東京地方裁判所立川支部平成29年10月11日判決WestlawJapan文献番号2017WLJPCA10119001（月額4000円）。産業廃棄物業者が不法投棄を長年にわたり繰り返していた豊島事件（高松地方裁判所平成8年12月26日判決判タ949号186頁）でさえも、慰謝料額としては1人5万円（月額ではなく総額である。）である。なお、大阪高等裁判所平成23年7月13日判決（Westlaw Japan文献番号2011WLJPCA07136001）では、90万円の慰謝料が認められているが、これはダムの周辺住民がダムの試験湛水を原因とする地滑りにより家屋が将来滑落することへの不安から長期間（3～4年）にわたって仮設住宅での生活を余儀なくされた事案で、仮設住宅への避難を余儀なくされた期間でみると月額2万数千円程度となる。

しかるに、財産的損害への賠償の有無は、慰謝料の額を大きく左右するものであって、慰謝料の認定に当たり、これを考慮することは不可欠である。

また、上告受理申立理由書第2の4（2）（44頁以下）でも詳述するとおり、財産的損害と精神的損害の区分は截然としたものとはいえず、加えて、本件で請求されている包括的平穏生活利益の侵害に基づく慰謝料請求についてはより一層その区分が困難であって、財産的損害として従来の裁判実務では必ずしも財産的損害とは認められない住居・家財等の新規取得のための支払がされていることからも、財産的損害の賠償状況を勘案することが不可欠である（上告受理申立理由書別添資料2：窪田充見教授意見書3～5頁）。なお、財産的損害の賠償状況は世帯単位で検討される必要がある（上告受理申立理由書別添資料3：早川眞一郎教授意見書14～15頁）。

加えて、原判決は、「有形」の損害も慰謝料額の算定において勘案するとしながら、かかる「有形」の損害に対する賠償は一切勘案していないのであって、論理が一貫していない。

そのため、被上告人らの慰謝料の認定に当たり、被上告人らへの財産的損害の賠償の状況の認定を欠いた原判決の慰謝料の認定は理由不備である。

第4 上告理由第3点：本件事故による損害賠償請求権の一部請求であるのに請求権全体の残債務を認定していない理由不備

1 原判決の認定

原判決は、上告人の被上告人らに対する「支払」の事実としては、原判決別紙4「原告基本情報等」「第2表」のとおり、避難生活に伴う慰謝料、財物損害のほか、本件で被上告人らが請求する慰謝料と財物損害以外の費目に係る支払があることも認定しつつ（原判決5頁），本件で被上告人らが請求する慰謝料と財物損害以外の費目については、「損害」の発生とその額の認定をせず、本件で被上告人らが請求する慰謝料と財物損害に対する弁済としては、それに

対応する費目を示して支払がなされたもののみを弁済として充当する判断をしている。

2 一部請求の場合における弁済の判断の方法が誤っていること

この点、最高裁判所昭和48年4月5日第一小法廷判決民集27巻3号419頁によれば、「同一事故により生じた同一の身体傷害を理由とする財産上の損害と精神上の損害とは、原因事実および被侵害利益を共通にするものであるから、その賠償の請求権は1個であり、その両者の賠償を訴訟上あわせて請求する場合にも、訴訟物は1個である」ことから、本件事故により生じた財産的損害と精神的損害とは実体上1個の請求権である。特に、本件では、包括的平穏生活権の侵害に基づく慰謝料と、住居を含む財物損害の賠償が請求されているところ、包括的平穏生活権が、被上告人らの主張する「地域社会において平穏な生活を送る生活利益そのものであり、生存権、身体的・精神的人格権…、財産権を包摂する『包括的生活利益』を享受する権利」をいうものであるとすれば（原判決10頁、下線は上告人訴訟代理人弁護士らによる。）、包括的平穏生活権の侵害は、それが包摂する財産権の侵害と不可分であるといえ、被侵害利益としても重なるものであるから、（包括的平穏生活権の侵害に基づく）精神的損害と（包括的平穏生活権侵害と不可分の財産権の侵害に基づく）財産的損害とは、原因事実及び被侵害利益を共通にするものであるといえ、実体上1個の請求権となることは明らかである。

そして、本件において被上告人らは1個の請求権の一部について請求をしているものであるから、被上告人らの請求は一部請求に当たる（上告受理申立理由書別添資料4：伊藤眞教授意見書2頁及び5～6頁）。

また、一部請求の場合、弁済の抗弁を判断するにあたっては、まずは、損害の全額を確定し、その損害の全額から弁済額を控除した残存額を算定した上、一部請求の額が残存額の範囲内であるときはそのまま認容し、残存額を超える

ときはその残存額の限度で認容し、残存額がなければ請求を棄却することになる（外側説。前掲最高裁判所昭和48年4月5日第一小法廷判決、最高裁判所平成6年11月22日第三小法廷判決民集48巻7号1355頁）。

この点、本件では、上告受理申立理由書第3の3（57頁以下）で詳述しているとおり、不動産や家財について交換価格以上の賠償を行うことに加え、住居確保損害として、帰還又は移住するに当たり新たに住居を確保する際の費用の賠償をし、家財についても元の住居における家財の価値毀損に対する賠償として（家財の時価相当額について個別の立証を求めずに）世帯の人数に応じた定額賠償を実施しつつ、避難先における家財の取得費用も賠償するなど、通常の財産的損害の賠償の範囲（すなわち、滅失・毀損した財物の交換価格の賠償）を超えた賠償を行っている。このような財産的損害の賠償の範囲を超えた賠償は、財産の毀損に対する填補としての性格のものというよりも、避難後の（物心含めた）平穏な生活の回復に向けられたものであると評価できるが、被上告人らの多くが原判決の認容額を優に超える住居確保損害の賠償を受けているのである。そのため、こうした財産的損害の賠償の範囲を超えた賠償部分を、本件で認容された慰謝料に充当するだけでも、本件請求が全部棄却されるべきこととなる。

それにもかかわらず、原判決は、前記1のとおり、上告人が被上告人らに対し、被上告人らが本件で請求する損害費目以外の支払を実施した事実を認定し、被上告人らの請求が一部請求であることを認めながら、被上告人らの損害の全額を認定することなく、被上告人らが本件で請求する損害費目以外の支払に係る弁済の充当について何ら判断せずに、一部請求の範囲でのみ損害を認定して、上告人による弁済の一部についてのみ弁済の判断をしたものである。

このように、原判決は、一部請求の事案において確定されるべき請求権の全額を確定しないまま、一部請求の範囲でのみ損害と弁済の認定を行っているもので、主文を導き出すための理由が欠けていることが明らかであるから、理由

不備といえる。

第5 上告理由第4点：「故郷」を独立の「法的保護に値する利益」と認めてい る理由不備

1 原判決の認定

原判決は、「当該地域の住民が、山林で自生するきのこ、たけのこ、山菜などを採取し、川や海で魚を獲り、田畠や家庭菜園で米や野菜などを収穫して消費していたことや、住民相互間でこれらの収穫物を『お裾分け』し合ったり、農作業、冠婚葬祭、子育て、介護などについて自発的に協力し合ったりするという協働又は共助の関係が根付いていたことなど…の自然環境的条件と社会環境的条件」の総体について、「『故郷』と呼ぶこととし、法的保護に値する利益と評価」した上で、「避難生活の継続による慰謝料」では「評価し尽くされない」別の損害に対する慰謝料として、前記第1の1記載のとおり慰謝料を認めた（原判決47～48頁）。

2 「故郷」が「法的保護に値する利益」（法益）と認められることについて の理由不備があること

しかしながら、外延の不明確な利益を法的に保護する場合には、その反面で如何なる者の如何なる利益が制約されることになるかも極めて不明確であることを意味し、他者の権利に対して予測できない制約を課すことにもなり得る。そのため、法律上保護される利益といえるためには、利益の客体・内容が明確であり、利益帰属主体の範囲が明確である必要がある（潮見佳男『不法行為法I〔第2版〕』（信山社出版、2009年）33頁）。

しかるに、原判決のいう「故郷」は、具体的に如何なる自然環境的条件や社会環境的条件が、どのような範囲で、如何なる居住範囲・居住履歴の住民に認められる法益なのか何ら明らかにされていない。

また、原判決は、被上告人ら各人が原判決のいう「故郷」を構成する自然環境的条件や社会環境的条件をどのように享受していたかを個別に認定しておらず、「故郷」に係る法益の帰属を本件に関するあてはめとして検討していない。

加えて、原判決が慰謝料を認める侵害対象としている「故郷」は、いわゆる国立景観訴訟に係る最高裁判所平成18年3月30日第一小法廷判決民集60巻3号948頁に照らしても、景観以上に「利益の内容は、性質、態様等により異なり得るものであるし、社会の変化に伴って変化する可能性のあるものもあるところ、現時点においては、私法上の権利といい得るような明確な実体を有するものとは認められ」ないことは明らかであるところ、違法な侵害となるかどうかは、「被侵害利益である…利益の性質と内容、…所在地の地域環境、侵害行為の態様、程度、侵害の経過等を総合的に考察して判断すべき」もので「ある行為が…違法な侵害に当たるといえるためには、少なくとも、その侵害行為が刑罰法規や行政法規の規制に違反するものであったり、公序良俗違反や権利の濫用に該当するものであるなど、侵害行為の態様や程度の面において社会的に容認された行為としての相当性を欠くことが求められる」はずである。しかるに、原判決は、本件における侵害行為の態様や程度の検討もないまま「故郷」の「侵害」を認めている。

このように、原判決は、具体的に如何なる環境的条件が「故郷」として法律上保護される利益になるのか、如何なる範囲の帰属主体に如何なる限度で認められ、被上告人ら全員がその要件に該当するのかについて何ら理由を示すことなく、また、侵害行為の態様や程度の検討、相関的な考量もなく、法益侵害を認めているものであり、この点で理由不備があるといえる。

原判決では、「故郷」は「地域における住民の生活基盤としての自然環境的条件と社会環境的条件の総体」であるとされる（原判決48頁）が、こうした自然環境的条件や社会環境的条件は、一定の長期間変容しないことが保障されているものではなく、むしろ変容することが当然に想定されるものである上、

その享受の状況もそれに対する心情も人により千差万別であるから、これを独立した法的利益として捉えるべき根拠はない（上告受理申立理由書別添資料1：千葉勝美元最高裁判所判事意見書22～23頁）。加えて、旧緊急時避難準備区域においては、そもそも政府による避難指示等があったものでなく、本件事故から約半年後の平成23年9月30日には区域指定が解除され、その後は自主的にすら避難を求められている状態ではなかったのであり、平成24年8月の時点では人口は3分の2程度にまで回復し、多くの者が当該区域に帰還していたもので「故郷」が変容していたことを基礎付ける事実もないことを付言する。

第6 結 語

以上のとおり、原判決は、本件で認定した各慰謝料が包括的平穏生活権という1つの法益侵害による損害であると認めつつ、中間指針等及びこれを踏まえた自主賠償基準に定める慰謝料が「避難生活の継続による慰謝料」のみに対応すると一方的に断じた上で、「賠償」により損害の性質的に評価されるものと「評価し尽くせない」ものとに分けている点でそもそも理由齟齬・理由不備があり、かつ、そのように分けながら各慰謝料について認定基礎になる要素を既に支払済みとされる「避難生活の継続による慰謝料」と重複して算定・評価をし、さらには、被上告人ら各人の個別の状況を何ら認定することなく、全員に一律に被害が生じたことを基に損害を認定するものであり、この点でも理由齟齬・理由不備がある。

また、原判決は、財産的損害の賠償状況を含めた弁済の事実を認めつつ、それを慰謝料算定において勘案せず、さらには、「有形」の損害を慰謝料に勘案するしながら、財産的損害の賠償、とりわけ住居確保損害や家財取得費の支払など通常の財産的損害の賠償を超えて平穏な生活の回復に向けられた支払があるのに、そのような賠償を勘案せず、かつ、かかる賠償を勘案しないことについて何

らの理由も示していない点で、理由不備である。加えて、原判決は、本件訴訟での請求が本件事故による損害全体の一部請求であることは明白であるのに、損害全体に対する填補状況との関係で残債務を検討するということも全くしていないのであって、その点でも理由齟齬があるといえる。

さらに、原判決は、「故郷」という極めて曖昧模糊とした概念により法益侵害による慰謝料を認めているが、如何なる内容・客体について如何なる帰属主体にかかる利益が法律上保護される利益として認められるのか、被上告人ら各人がその要件を満たすのかを何ら明らかにせず、また、侵害行為の態様との相関関係も検討していない点で、理由不備がある。

これらは、いずれも判決主文を導く上で必要不可欠な理由であって、本件の結論を左右する。それのみならず、本件は、上記の「故郷」の法益性の点を含め、上告受理申立理由書で詳述するとおり、損害賠償法及び不法行為法の体系を搖るがしかねない重大な法的問題を内包するほか、数十件の係属中の訴訟はもとより、潜在的に十万人、百万人という人数規模の本件事故の被害者に対する賠償にも影響しかねず、最高裁判所により統一的判断が示されることが必須の案件である。

なお、東京高等裁判所の判決に対して上告手続中の事件番号令和2年（ネオ）第194号上告提起事件、令和2年（ネ受）第214号事件（原審：平成30年（ネ）第2335号損害賠償請求控訴事件）が本年9月2日に上告理由書及び上告受理申立理由書の提出期限を迎える、その記録が近々貴庁に送付されることとなるところ、同件でも「故郷」喪失が問題とされ、本件と同一の法律問題を内包しているため、本件の係属する小法廷に回付されることを強く希望する。

また、本件事故に関する原子力損害賠償を巡っては、仙台高等裁判所に係属中の事件番号平成29年（ネ）第373号及び東京高等裁判所に係属中の事件番号平成29年（ネ）第2620号も既に結審しており、近々判決が出ることが見込まれているが（前者については、本年9月30日に判決の言渡しが予定されてい

る。），いずれの結論になつても上告・上告受理申立てがされることが想定されるところ、同様に扱われることを希望するものであることを付言する。

以 上